

<白根源小学校>

「学校いじめ防止基本方針」

1. いじめ問題に対する基本的な考え方
2. いじめ対策の組織
3. 未然防止の取り組み
4. 早期発見の取り組み
5. いじめへの対処
6. その他の留意事項
7. いじめ防止指導計画の作成

1. いじめ問題に対する基本的な考え方

はじめに

平成25年6月28日「いじめ防止対策推進法」（以下、「法」という。）が公布され、同年9月28日に施行されました。この法は、いじめの防止等のための対策に関し、国、地方公共団体及び学校等の責務を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定や、基本となる事項を定めたものであります。また、法第11条において、文部科学大臣が、いじめ防止等のための基本的な方針を策定することとされていることを受け、平成25年10月11日、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」が策定されました。

白根源小学校では、県及び市教育委員会の基本的な方針や、改訂された学校教育目標及び本校の方針を受け、いじめ問題に対し子どもの心に寄り添いながら、毅然とした態度で、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処等をより実効的に進め、取り組んでいきます。

(1) いじめの定義

いじめを受けたと感じたこと（訴え）は、全て「いじめ」と判断

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。（法2条より）

具体的ないじめの態様（例）南アルプス市教育委員会 いじめの防止等のための基本的な方針より

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団に（よる）無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

いじめとは、人間関係の中で心の絡み合い・すれ違いの中で起こることである。具体的・表面的に起こることはもちろん、心の内面に受けるものも捉えなければならない。

この視点に立ち本校では、いじめの定義を「いじめと訴えたもの」「いじめを受けたと感じたものの」はすべていじめと定義する。

(2) いじめに関する基本的認識

「いじめ問題」には以下の特質があることを十分に理解して、的確に取り組む。

- ① いじめは、人間として決して許されない行為である。
いじめは許されない、いじめる側が悪いという毅然とした態度を徹底する。
いじめは子供の成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。
- ② いじめは、どの児童にも、どの学校、どの学級にも起こりうることである。
- ③ いじめは、大人が気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめは、様々な態様がある
- ⑤ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑥ いじめは、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは、解消後も注視が必要である。
- ⑧ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを有している。
- ⑨ いじめは、学校、家庭、社会など全ての関係者が連携して取り組むべき問題である。
- ⑩ いじめは、いわゆる「けんか」も含め、背後にある事情を充分に調査せねばならない。

2. いじめ対策の組織

「いじめ問題」への組織的な取組を推進するために、以下の「いじめ対策委員会」を設置し、この組織が中心となり、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

(1) 「いじめ対策委員会」の構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、当該児童担任、(学年主任)、養護教諭、特別支援コーディネーター・他必要により関係者(P T A 役員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、主任児童委員、民生児童委員、警察、学校関係者評議委員等)

(2) 「いじめ対策委員会」の役割

いじめの未然防止、早期発見、早期対応の中心的役割を担う。

定例の「いじめ対策委員会」は、学期に一回程度開催する。必要によりケース会議を開催する。

3. 未然防止の取り組み

未然防止の基本は、自己有用感や自己肯定感を育みながら好ましい人間関係を築き、確かな学力と豊かな心を育て、児童が、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことと考える。

そのために、すべての児童が活躍できる場面を作り出す視点で、「授業づくり」と「集団づくり」に取り組む。道徳教育の充実に努め、道徳的実践力を高めていく。また「居場所づくり」、「絆づくり」をキーワードに、すべての児童に集団の一員としての自覚や自信を育て、互いを認め合える人間関係・学校風土を創り出していく。

また、家庭・地域への啓発を通じ、ネット上のいじめ問題や地域生活でのいじめ問題等への未然防止にも取り組む。

今日的な課題の一つとして、性的マイノリティ(LGBT・性同一性障害)である児童に対して教育的配慮をするとともに指導する体制作りに取り組む。

4. 早期発見の取り組み

いじめは、早期発見が何より肝心である。そのために、日頃から教職員が児童との信頼関係を築き、児童の些細な言動や、小さな変化を敏感に察知し、表情の裏にある心の叫びを感じ取り、児童が示す変化や危険信号を見逃さない姿勢が必要である。この観察を土台にし、定期的なアンケート調査や教育相談の実施により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、実態把握に取り組む。

また、児童に関わることを教職員間で共有し、保護者とも連携して情報を収集する。

早期発見のための手立て

①日々の観察

②アンケート調査(学期末)

③Q-Uの実施と考察

- | | | |
|--------------|---------------------|-------------|
| ④保健室の様子 | ⑤学習ノート、生活ノート、日記、連絡帳 | |
| ⑥本人からの相談 | ⑦個人面談（児童対象） | ⑧周りの友達からの相談 |
| ⑨保護者からの相談 | ⑩個別懇談（保護者対象） | ⑪地域の方からの情報 |
| ⑫カウンセラーからの情報 | | |

5. いじめへの対処

基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合には、速やかに組織的に対応する。

被害児童を守り通すことを大前提とし、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、以下の対応で当たる。

- (1) いじめと思われる現象等を確認したり、相談等を受けたりした場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- (2) いじめの事実が確認された場合は、早急にいじめをやめさせる。その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (3) いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、措置を講ずる。
- (4) いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。
- (6) いじめが解決したと判断する視点として①いじめに関する行為が止んでいる。②被害者が心身の苦痛を感じていないこと 少なくとも3か月を目安とする。
- (7) 重大事案への対処
生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。
 - ① 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
 - ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
 - ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。

6. その他の留意事項

- (1) 組織的な指導体制
いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立する。
一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」で情報を共有し、組織的に対応する。いじめがあった場合、組織的な対処を可能とするため対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る。
- (2) 校内研修の充実
いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。また、日常、いじめに関する事案への研修（情報交換）をする学校文化を確立する。
- (3) 児童と向き合う時間の確保
校務分掌組織統合及び明確化を計り、不要な会議等の精選を行うなど校務の効率化を図る。
- (4) 学校評価
体系的・計画的にPDCAサイクルに基づく取組を継続する。また、学校評価の同項目を入れ、関係者評価委員会ではその項目に特化した話題を提言する。
- (5) 地域や家庭との連携について
学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を日頃から構築する。

また、そのために学校の教育活動における情報提供を行う。

7. いじめ防止指導計画の作成

* 年度当初に、年間の計画を確認し合うとともに、組織体制を整える。

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 |
|------|------------------|----|-------------------------------|------|--------|----------|
| 会議 | いじめ対策委員会 | | 事案発生時に緊急対応会議の開催 | | 教員研修 | いじめ対策委員会 |
| 防止対策 | 学級開き 保護者会等で啓発 | | 学級懇談会 地域関係者との懇談 ネット防犯教室 | | | |
| 早期発見 | Q-Uの実施と結果の考察 | | いじめアンケート | 学校評価 | 教育相談機関 | |

| | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|------|--------------|----------|----------------|------|----------|----------|
| 会議 | | | いじめ対策委員会 | | | いじめ対策委員会 |
| 防止対策 | | 人権教室 | | | 学級懇談会 | |
| 早期発見 | Q-Uの実施と結果の考察 | いじめアンケート | 個別懇談 教育相談機関 | 学校評価 | いじめアンケート | 教育相談機関 |

*毎月定例の職員会議前において、生徒指導上の課題について情報交換を行う。

*定例校内員会において、同視点から話し合う。

平成30年11月改訂。

令和2年3月一部改訂

令和3年4月一部改訂